

第 589号 (平成 17年 5月 13日 発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【市民局区連絡調整課】 3
- △ 横浜市地区センター条例施行規則の一部を改正する規則【市民局区連絡調整課】 4

**[告示]**

- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【福祉局保護課】 5
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【福祉局保護課】 7
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【福祉局保護課】 8
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【福祉局保護課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【福祉局保護課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【福祉局保護課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【福祉局保護課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【福祉局保護課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【福祉局保護課】 18
- △ 平成17年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【福祉局保険年金課】 19
- △ 平成17年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【福祉局保険年金課】 20
- △ 八景島さん橋使用料の収納事務の委託【港湾局南部管理課】 21
- △ 港湾労働者共同住宅使用料の収納事務の委託【港湾局南部管理課】 22
- △ 本牧ふ頭駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局南部管理課】 23
- △ 横浜港シンボルタワー駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局南部管理課】 24
- △ 横浜港シンボルタワー緑地使用料の収納事務の委託【港湾局南部管理課】 25
- △ 横浜市本牧海づり施設使用料の収納事務の委託【港湾局南部管理課】 26
- △ 横浜市磯子海づり施設使用料の収納事務の委託【港湾局南部管理課】 27

**[公告]**

- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 28
- △ 廃物の認定【資源循環局美化推進担当】 29
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【まちづくり調整局都市計画課】 30
- △ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【まちづくり調整局建築指導課】 31
- △ 建築協定書の縦覧【まちづくり調整局建築調整課】 32
- △ 開発行為に関する工事の完了【まちづくり調整局宅地指導課】 33
- △ 同 【まちづくり調整局宅地指導課】 34
- △ 同 【まちづくり調整局北部建築事務所】 35
- △ 同 【まちづくり調整局北部建築事務所】 36
- △ 同 【まちづくり調整局南部建築事務所】 37
- △ 同 【まちづくり調整局南部建築事務所】 38
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【まちづくり調整局中部建築事務所】 39
- △ 同 【まちづくり調整局中部建築事務所】 40
- △ 同 【まちづくり調整局中部建築事務所】 41
- △ 同 【まちづくり調整局西部建築事務所】 42
- △ 同 【まちづくり調整局西部建築事務所】 43

△ 同	【まちづくり調整局南部建築事務所】	44
△ 同	【まちづくり調整局北部建築事務所】	45
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止【まちづくり調整局建築調整課】	46
△	横浜港建材ふ頭（本牧・金沢）の管理委託【港湾局南部管理課】	47
△	八景島さん橋の管理委託【港湾局南部管理課】	48
△	本牧ふ頭の上屋及び荷さばき地等の管理委託【港湾局南部管理課】	49
△	港湾労働者共同住宅の管理委託【港湾局南部管理課】	52
△	横浜港シンボルタワーの管理委託【港湾局南部管理課】	53
△	横浜市本牧海づり施設の管理委託【港湾局南部管理課】	54
△	横浜市磯子海づり施設の管理委託【港湾局南部管理課】	55
△	本牧ふ頭駐車場使用料の管理委託【港湾局南部管理課】	56
<b>【区告示】</b>		
△	地縁による団体の認可【泉区地域振興課】	57
△	地縁による団体の認可の告示事項の変更【港南区地域振興課】	58
△ 同	【金沢区地域振興課】	59
<b>【区公告】</b>		
△	横浜市菊名地区センター等の管理委託【港北区地域振興課】	60
△	横浜市綱島公園こどもログハウスの管理委託【港北区地域振興課】	62
△	老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘の管理委託【港北区地域振興課】	63
△	横浜市大岡地区センター等の管理委託【南区地域振興課】	64
△	横浜市永田みなみ台公園こどもログハウスの管理委託【南区地域振興課】	65
△	老人福祉センター横浜市南寿荘の管理委託【南区地域振興課】	66
△	横浜市金沢地区センター等の管理委託【金沢区地域振興課】	67
△	横浜市富岡八幡公園こどもログハウスの管理委託【金沢区地域振興課】	68
<b>【病院経営局】</b>		
△	横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託【市民病院がん検診センター】	70

---

## 規 則

---

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第80号

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月横浜市条例第44号）附則第1項第3号に規定する改正規定（横浜市浦舟コミュニティハウスに係る部分に限る。）は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市地区センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第81号

横浜市地区センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市地区センター条例施行規則（平成15年10月横浜市規則第93  
号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

横浜市中本牧コミュニティハウス を

」

「

横浜市中本牧コミュニティハウス

横浜市浦舟コミュニティハウス に改める。

」

附 則

この規則は、平成17年5月22日から施行する。

## 告示

横浜市告示第 240 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条に規定する医療機関として、次のとおり指定した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
平成16年11月16日	日本医薬株式会社西 神奈川薬局	神奈川区西神奈川三丁目 17番地の10
平成17年3月1日	清水歯科医院	港北区太尾町473番地
平成17年3月10日	前田歯科医院	鶴見区下末吉一丁目12番 6号
同	横浜サンクリニク	中区羽衣町3丁目76番地 の3
平成17年3月15日	小出内科・胃腸科	鶴見区鶴見一丁目11番17 号
同	阪神調剤薬局横浜反 町店	神奈川区泉町2番地の4
平成17年3月18日	アイン薬局みなと店	中区新山下三丁目1番1 号
平成17年3月22日	おざわ整形外科クリ ニク	磯子区西町12番1号
平成17年3月23日	いずみ薬局鶴見店	鶴見区鶴見一丁目11番17 号
同	田辺薬局新山下鷗店	中区新山下三丁目13番24 号
平成17年3月28日	医療法人社団黎明会 よこはま大塚クリニ ク	神奈川区東神奈川一丁目 8番地の7
平成17年3月31日	クオーレ医院	神奈川区松本町6丁目45 番地の4

平成17年4月1日	くらた内科クリニック	鶴見区豊岡町2番3号
同	宮下クリニック	鶴見区豊岡町3番7号
同	シオン薬局神大寺店	神奈川区神大寺三丁目1番14号
同	(医) 自立会東神奈川クリニック	神奈川区西神奈川一丁目13番地の12
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目12番1号
同	阪神調剤薬局横浜新山下店	中区新山下三丁目13番22号
同	医療法人社団豊栄会藤が丘メディカルクリニック	青葉区千草台23番地の7
同	木村泌尿器皮膚科	都筑区茅ヶ崎中央51番1号
同	医療法人柏堤会(財団)戸塚共立第1病院附属さくらクリニック	戸塚区戸塚町116番地の3
同	有限会社ファルマさがみさくらんぼ薬局	戸塚区戸塚町3,884番地の1
同	すがわら歯科医院	瀬谷区阿久和西四丁目18番地の17
平成17年4月6日	アイ歯科医院	西区北幸二丁目5番22号
平成17年4月8日	みのる歯科医院	中区野毛町1丁目2番地

横浜市告示第241号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条に規定する施術者として、次のとおり指定した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

指定年月日	氏名	住所	名称	所在地
平成17年3月1日	尾 鷲 邦 子	金沢区大 道二丁目 24番2号	はり・まっさ ーじ処横浜そ う快館	金沢区釜利谷東 二丁目11番3号
同	宮 尾 泰 子	瀬谷区下 瀬谷三丁 目18番地 の3	開設なし	—
平成17年3月15日	加 山 繁 浩	神奈川区 大口通10 番地の3	かもめ接骨院	神奈川区大口通 10番地の3
平成17年3月25日	前 田 正	青葉区み たけ台10 番地の12	開設なし	—
平成17年3月30日	月 野 洋 一 郎	旭区二俣 川1丁目 2番地	つきの整骨院	旭区二俣川1丁 目2番地
同	遠 藤 光 政	都筑区中 川三丁目 13番8号	青葉台接骨院	青葉区青葉台二 丁目1番地の1
平成17年4月1日	金 澤 仁 一	鶴見区北 寺尾六丁 目32番17 号	日吉整骨院	港北区箕輪町二 丁目3番7号

横浜市告示第 242 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に規定する介護機関として、次のとおり指定した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

1 介護保険施設（介護老人保健施設）

指 定 年 月 日	名 称	施 設 所 在 地
平成17 年2月 1日	湘南グリーン介護老人保健 施設上郷	栄区上郷町1,045番地の1
平成17 年4月 1日	介護老人保健施設境木の丘	保土ヶ谷区境木町174番地の1
同	医療法人健水会荏田介護老 人保健施設あすなろ	都筑区荏田南町4,247番地
同	介護老人保健施設恵の杜	瀬谷区阿久和南三丁目29番地 の1

2 居宅介護事業者（訪問介護）

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業所 の所在地
平成17 年3月 1日	有限会社タ トラ	鶴見区東寺尾 二丁目10番27 号	無憂樹ケアス テーション2	鶴見区馬場三丁 目1番33号
同	ワタミメディ カルサービス 株式会社	東京都大田区 羽田1丁目1 番3号	ワタミ介護ス テーション上 大岡	港南区上大岡西 一丁目12番3号
同	生活協同組合 コープかなが わ	港北区新横浜 二丁目5番地 の11	コープケアサ ポートセンタ ー旭	旭区鶴ヶ峰一丁 目25番地の9
同	有限会社スカ イバード	泉区和泉町7,4 19番地の1	ケアサポート ：なすのはな	泉区上飯町4,168 番地
平成17 年3月 23日	特定非営利活 動法人はまな すケアサポー ト	金沢区泥亀一 丁目18番7号	特定非営利活 動法人はまな すケアサポー ト	金沢区泥亀一丁 目18番7号
平成17 年4月 1日	有限会社アル トファーマイト	鶴見区朝日町 2丁目89番地	愛らんどケア	鶴見区市場大和 町5番8号
同	有限会社デイ リープラネッ ト	中区本牧町2 丁目364番地	有限会社デイ リープラネッ トヘルパーチ ームえがお	中区本牧町2丁 目364番地

同	社会福祉法人 たすけあいゆい	南区宿町2丁目 40番地	たすけあいゆい いわかば	南区中里三丁目 1番22号
同	山武ケアネット 株式会社	東京都大田区 山王1丁目3番 5号	山武ケアネット 株式会社か峰 たくり鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰一丁 目9番地の19
同	古屋運送株式 会社	港北区菊名七 丁目10番6号	古屋運送株式 会社スマイル ・サポート ・サービス	港北区菊名七丁 目10番6号
同	株式会社エム ・アップ	神奈川区西神 奈川三丁目17 番地の7	エム・アップ サービス 横浜西部	緑区白山一丁目 11番14号
同	株式会社やさ しい手	東京都目黒区 大橋2丁目24 番3号	やさしい手青 葉台訪問介護 事業所	青葉区青葉台二 丁目6番地の1
同	中銀ハウジン グ株式会社	東京都中央区 銀座8丁目16 番10号	ライブリーケ ア中銀	都筑区仲町台一 丁目2番28号

3 居宅介護事業者（訪問看護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年3月25日	医療法人グランド ランダクリニ ック	中区若葉町3 丁目46番地の 1	横浜北クリニ ック	都筑区茅ヶ崎中 央8番38号
平成17年3月28日	医療法人社団 黎明会	東京都豊島区 南大塚3丁目 34番6号	よこはま大塚 クリニック	神奈川区東神奈 川一丁目8番地 の7
平成17年3月29日	有限会社港南 ケアサービス	港南区港南中 央通9番9号	訪問看護ステ ーション戸塚 ケアリング	戸塚区上倉田町 443番地
平成17年4月1日	有限会社メデ ィカルフロン ト	東京都中央区 築地4丁目3 番8号	メディカルフ ロント訪問看 護ステーション	神奈川区西神奈 川一丁目14番地 の13
同	医療法人柏堤 会（財団）	戸塚区戸塚町 116番地	戸塚共立第1 病院訪問看護 ステーション ゆう	戸塚区戸塚町 118番地の11

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年1月4日	有限会社ケイ アイファーマ シー	東京都中央区 築地4丁目3 番8号	田辺薬局鶴見 駒岡店	鶴見区駒岡四丁 目21番55号
平成17年3月1日	有限会社ケイ アイファーマ シー	東京都中央区 築地4丁目3 番8号	田辺薬局港南 中央店	港南区港南中央 通13番24号

平成17年3月25日	医療法人グラニーアンドグランダクリニック	中区若葉町3丁目46番地の1	横浜北クリニック	都筑区茅ヶ崎中央8番38号
平成17年3月28日	医療法人社団黎明会	東京都豊島区南大塚3丁目34番6号	よこはま大塚クリニック	神奈川区東神奈川の7
平成17年4月1日	前田歯科医院	鶴見区下末吉一丁目12番6号	前田歯科医院	鶴見区下末吉一丁目12番6号

5 居宅介護事業者（通所介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年3月1日	有限会社タトラ	鶴見区東寺尾二丁目10番27号	デイサービスT A E	鶴見区東寺尾二丁目10番30号
同	藤工業有限会社	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目19番53号	ふじさんデイサービス	都筑区荏田南五丁目7番1号
平成17年4月1日	社会福祉法人たすけあいゆい	南区宿町2丁目40番地	たすけあいゆいデイサービスわかば	南区中里三丁目1番22号
同	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町360番地	磯風の謡デザインサービスター	磯子区森五丁目5番53号

6 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年2月1日	医療法人社団相光会	横須賀市大矢部5丁目19番11号	湘南グリーン介護老人保健施設上郷	栄区上郷町1,045番地の1
平成17年4月1日	医療法人藤誠会	神奈川県足柄上郡大井町1,922番地の3	介護老人保健施設境木の丘	保土ヶ谷区境木町174番地の1
同	医療法人健水会	港北区日吉二丁目9番4号	医療法人健水会荏田介護老人保健施設あすなろ	都筑区荏田南町4,247番地
同	社会福祉法人恵正福社会	瀬谷区阿久和南三丁目29番地の1	介護老人保健施設恵の杜	瀬谷区阿久和南三丁目29番地の1

7 居宅介護事業者（短期入所生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在区
平成17年3月1日	社会福祉法人千里会	港北区新横浜一丁目22番地の4	新横浜パークサイドホーム	港北区新横浜一丁目22番地の4

8 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年2月1日	医療法人社団相光会	横須賀市大矢部5丁目19番11号	湘南グリーン介護老人保健施設上郷	栄区上郷町1,045番地の1
平成17年4月1日	医療法人藤誠会	神奈川県足柄上郡大井町1,922番地の3	介護老人保健施設境木の丘	保土ヶ谷区境木町174番地の1
同	医療法人健水会	港北区日吉二丁目9番4号	医療法人健水老人保健施設あすなろ	都筑区荏田南町4,247番地
同	社会福祉法人恵正福祉会	瀬谷区阿久和南三丁目29番地の1	介護老人保健施設恵の杜	瀬谷区阿久和南三丁目29番地の1

9 居宅介護事業者（痴呆対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成17年3月25日	医療法人徳寿会	徳島県吉野川市鴨島町432番地	グループホームプラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町758番地の1
平成17年4月1日	株式会社日本ケアリンク	東京都千代田区富士見2丁目2番5号	せらび保土ヶ谷	保土ヶ谷区川島町1,219番地の1
平成17年4月6日	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川県羽沢町550番地の1	グループホームわかたけ小机	港北区鳥山1,031番地
同	医療法人寛栄会	港北区新羽町4,076番地の5	高齢者グループホームカメリア壺番館	港北区新羽3,954番地の7

10 居宅介護支援事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成17年2月1日	有限会社マキ・ナーシング・ケアコンサルタント	金沢区釜利谷西一丁目57番20号	マキ・居宅介護支援事業所	金沢区釜利谷東三丁目44番3号
平成17年2月23日	特定非営利活動法人ワーク・コレクティブあい都筑	都筑区荏田南五丁目8番17号	支援センターふれあい都筑	都筑区荏田南五丁目8番17号
平成17年3月1日	ワタミメディアサービス株式会社	東京都大田区東羽田1丁目1番3号	ワタミ介護ステーション上大岡	港南区上大岡西一丁目12番3号
平成17年3月22日	有限会社さわやか横浜センター	南区堀ノ内町1丁目71番地	さわやか横浜ケアセンター	南区堀ノ内町1丁目71番地

平成17年4月1日	特定非営利活動法人幸せ介護	鶴見区岸谷一丁目25番10号	幸せ介護支援センター	鶴見区生麦五丁目21番22号
同	有限会社メデンイカルフロント	東京都中央区築地4丁目3番8号	メデンイカルフロント居宅介護支援事業所	神奈川区西神奈川一丁目14番地の13
同	特定非営利活動法人神奈川県高齢者介護協議会	西区岡野二丁目3番30号	ケアマネオフェイス桜木町	中区桜木町3丁目13番地
同	山武株式会社	東京都大田区山王1丁目3番5号	山武株式会社鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰一丁目9番地の19
同	医療法人社団愛友会	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号	医療法人社団愛友会金沢文庫訪問看護ステーション	金沢区釜利谷東六丁目1番18号
同	有限会社アイ・ビー・エー	緑区長津田四丁目20番	あいけんアマトサービス	青葉区田奈町46番地の4
同	中銀ハウジング株式会社	東京都中央区銀座8丁目16番10号	ライブリーケア中銀	都筑区仲町台一丁目2番28号
同	医療法人柏堤会（財団）	戸塚区戸塚町116番地	戸塚共立第1病院ステーションゆう	戸塚区戸塚町118番地の11
同	社会福祉法人訪問の家	栄区桂台中4番7号	訪問看護ステーションさく草居宅介護支援事業所	栄区桂台西二丁目7番4号

横浜市告示第 243 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条に規定する指定医療機関を、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成16年7月1日	（新）医療法人育愛会レディースクリニック	中区日ノ出町1丁目75番地
	（旧）育愛会産科婦人科診療所	
平成17年2月28日	昭和調剤薬局	（新）青葉区美しが丘1丁目13番地の2
		（旧）青葉区美しが丘1丁目13番地の10

横 浜 市 告 示 第 244 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 変 更

生 活 保 護 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ) 第 55 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 49 条 に 規 定 す る 施 術 者 を 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

変 更 年 月 日	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平 成 17 年 3 月 1 日	金 子 今 朝 夫	緑 区 中 山 町 306 番 地 の 18	( 新 ) 有 限 会 社 ま ご の 手 か ね こ 指 圧 鍼 灸 院	緑 区 中 山 町 306 番 地 の 18
			( 旧 ) か ね こ 指 圧 鍼 灸 院	

横浜市告示第 245 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定介護機関を、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 17 年 4 月 1 日	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町 360 番地	(新) 磯風の謡ヘルパーステーション	(新) 磯子区杉田一丁目 23 番 8 号
			(旧) 磯風の謡	(旧) 磯子区森五丁目 5 番 53 号

2 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 17 年 3 月 10 日	株式会社エム・アップ	神奈川県西神奈川三丁目 17 番地の 7	エム・アップケアサービス横浜西部	(新) 緑区白山一丁目 11 番 14 号
				(旧) 緑区鴨居四丁目 53 番 9 号

横 浜 市 告 示 第 246 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条に規定する指定医療機関を、次のとおり再開した旨の届出があった。

平成17年5月13日

横 浜 市 長 中 田 宏

再開年月日	名称	所在地
平成16年7月 1日	育愛会産婦人科診療所	中区日ノ出町1丁目75番地

横浜市告示第 247 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条に規定する指定医療機関を、次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成 17 年 2 月 7 日	耳鼻咽喉科道下 医院	鶴見区馬場一丁目 8 番 22 号
平成 17 年 3 月 31 日	東芝鶴見病院	鶴見区豊岡町 5 番 18 号
同	さくら薬局東神 奈川店	神奈川区立町 6 番地の 1
同	横浜市立港湾病 院	中区新山下三丁目 2 番 3 号
同	横浜赤十字病院	中区根岸町 2 丁目 85 番地
同	加藤メンタルク リニック	旭区二俣川 1 丁目 65 番地の 5
同	横浜市アレルギー センター	瀬谷区二ツ橋町 469 番地

横浜市告示第 248 号

生活保護法に基づく介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定介護機関を、次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 17 年 3 月 31 日	株式会社総合福祉協会	神奈川県鶴屋町 2 丁目 22 番地の 3	株式会社総合福祉協会	神奈川県鶴屋町 2 丁目 22 番地の 3
同	財団法人横浜キリスト教青年会	中区常磐町 1 丁目 7 番地	横浜中央 Y M C A 介護サービスセンター	中区常磐町 1 丁目 7 番地

2 居宅介護事業者（通所介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 17 年 3 月 31 日	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町 360 番地	磯風の謡	磯子区森五丁目 5 番 53 号

3 居宅介護支援事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 17 年 3 月 31 日	株式会社総合福祉協会	神奈川県鶴屋町 2 丁目 22 番地の 3	株式会社総合福祉協会	神奈川県鶴屋町 2 丁目 22 番地の 3
同	ウェルネスケア・ネットワーク株式会社	東京都千代田区東神田 1 丁目 6 番 6 号	ウェルネスケア横浜	中区長者町 5 丁目 85 番地
同	財団法人横浜キリスト教青年会	中区常磐町 1 丁目 7 番地	横浜中央 Y M C A 介護サービスセンター	中区常磐町 1 丁目 7 番地
同	有限会社山の手台ケアサービス	青葉区奈良三丁目 8 番地の 28	有限会社山の手台ケアサービス	青葉区奈良三丁目 8 番地の 28

横浜市告示第249号

平成17年度分の横浜市国民健康保険の保険料率

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）第16条第1項及び第2項並びに第16条の6第1項及び第2項の規定により、平成17年度分の横浜市国民健康保険の保険料率を次のように定めた。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 基礎賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 3.27
  - (2) 被保険者均等割 42,580 円
- 2 介護納付金賦課額の保険料率
  - (1) 所得割 0.76
  - (2) 被保険者均等割 12,730 円

横浜市告示第250号

平成17年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）第19条の2第1項及び横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号。以下「規則」という。）第12条第1項及び第2項の規定により、平成17年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額を次のとおり定めた。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

1	基礎賦課額	
(1)	規則第12条第1項第1号に規定する額	29,806 円
(2)	規則第12条第1項第2号に規定する額	21,290 円
(3)	規則第12条第2項に規定する額	8,516 円
2	介護納付金賦課額	
(1)	規則第12条第1項第1号に規定する額	8,911 円
(2)	規則第12条第1項第2号に規定する額	6,365 円
(3)	規則第12条第2項に規定する額	2,546 円

横浜市告示第 251 号

八景島さん橋使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、八景島さん橋使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
社団法人横浜港振 興協会 会長 徳 川 恒 孝	中区山下町 2 番地	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 252 号

港湾労働者共同住宅使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、第 2 出田町寮、見晴橋住宅及び第 2 新山下寮使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
社団法人横浜港湾 福利厚生協会 会長 藤 木 幸 夫	中区山下町 279 番 地の 1	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 253 号

本牧ふ頭駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、本牧ふ頭駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市海づり施設 運営会 理事長 大 森 敬	中区本牧ふ頭 1 番 地	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 254 号

横浜港シンボルタワー駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜港シンボルタワー駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港ターミナル 運営協会 理事長 武 田 攻	中区本牧ふ頭 1 番 地	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 255 号

横浜港シンボルタワー緑地使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜港シンボルタワー使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港ターミナル 運営協会 理事長 武 田 攻	中区本牧ふ頭1 番地	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで

横浜市告示第 256 号

横浜市本牧海づくり施設使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜市本牧海づくり施設使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市海づくり施設 運営会 理事長 大 森 敬	中区本牧ふ頭 1 番地	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 257 号

横浜市磯子海づくり施設使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜市磯子海づくり施設使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港ターミナル 運営協会 理事長 武 田 攻	中区本牧ふ頭 1 番 地	平成 17 年 4 月 1 日か ら平成 18 年 3 月 31 日 まで

## 公 告

横浜市公告第 384 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

変更年月日	指定番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
平成17年 4月1日	00594	株式会社関 配神奈川設 備事業部	(新) 土 生 哲	西区西平沼町5 番55号
			(旧) 久 崎 充	
平成17年 4月6日	00130	高田設備株 式会社	高 田 傳 士	(新) 青葉区あざみ野 南二丁目5番地 の20
				(旧) 南区通町2丁目 44番地

横浜市公告第385号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

放 置 場 所	車 名
鶴見区大黒ふ頭	トヨタマスターエースサーフ
同	日産セドリック
同	三菱ミニカグッピー
鶴見区平安町	トヨタアバロン
神奈川区菅田町	日野レンジャー
神奈川区西寺尾一丁目	ホンダトゥデイ
神奈川区東神奈川二丁目	スズキバンディット400
中区本牧ふ頭	ダイハツハイゼット
港南区上永谷一丁目	トヨタクレスト
港南区芹が谷五丁目	トヨタマークII
旭区上白根町	日産インフィニティQ45
同	三菱ミニカ
旭区川島町	ホンダトゥデイ
金沢区朝比奈町	ダイハツアトレー
金沢区幸浦一丁目	トヨタクラウン
金沢区鳥浜町	スズキアルトターボ
同	トヨタビスタ
同	マツダボンゴ
同	三菱ランサー
港北区高田町	トヨタカルディナ
青葉区市ヶ尾町	スズキアルトワークス
青葉区恩田町	ヤマハFZR250R
瀬谷区目黒町	トヨタマークII

横浜市公告第386号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・24号宮内新横浜線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
港北区新吉田東三丁目、高田西一丁目及び高田東四丁目地内
- 3 縦覧場所  
中区港町1丁目1番地  
横浜市まちづくり調整局都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成17年5月13日から平成17年5月27日まで

横 浜 市 公 告 第 387 号

建 築 許 可 申 請 に 係 る 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 開 催

生 麦 西 部 本 宮 町 会 高 橋 明 夫 か ら 建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 48 条 第 12 項 た だ し 書 の 規 定 に 基 づ く 建 築 許 可 申 請 が あ っ た の で 、 同 条 第 13 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 を 行 う 。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ た い 者 は 、 平 成 17 年 5 月 23 日 ま で に 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 指 導 部 建 築 指 導 課 に 申 し 出 な け れ ば な ら ない 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 建 築 物 の 建 築 の 計 画

(1) 申 請 地

鶴 見 区 生 麦 四 丁 目 576 番 の 90

(2) 建 築 物 の 用 途

町 内 会 館

(3) 敷 地 面 積

199.99 m<sup>2</sup>

(4) 建 築 物 の 概 要

建 築 面 積 99.37 m<sup>2</sup>

延 べ 面 積 198.74 m<sup>2</sup>

構 造 S 造

階 数 地 上 2 階 建 て

高 さ 8.584 m

2 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 日 時

平 成 17 年 6 月 10 日 午 後 7 時

3 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 場 所

鶴 見 区 生 麦 四 丁 目 6 番 37 号

横 浜 市 生 麦 地 区 セ ン タ ー 会 議 室

横浜市公告第388号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、郷和台建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定に基づき、次のとおり関係人の縦覧に供する。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 縦覧期間  
平成17年5月16日から平成17年6月10日まで
- 2 縦覧場所  
中区港町1丁目1番地  
横浜市まちづくり調整局指導部建築調整課
- 3 縦覧時間  
午前9時から午後5時まで

横 浜 市 公 告 第 389 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 16 年 6 月 14 日 第 16 開 1501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 羽 衣 町 2 丁 目 4 番 地 の 4  
リ ス ト 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 北 見 尚 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
栄 区 飯 島 町 1,072 番 の 1 、 1,072 番 の 3 か ら 1,072 番 の 6 ま で  
及 び 1,073 番 の 一 部

横浜市公告第390号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
平成16年9月10日第16開1206号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都豊島区北大塚2丁目24番5号  
株式会社エムティ出版  
代表取締役 新 岡 和 幸
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
緑区寺山町 362番の1の一部、362番の47、362番の48、368番の1の一部、368番の15の一部、368番の16から368番の18まで、368番の19の一部、374番の3の一部、374番の8の一部及び374番の11

横 浜 市 公 告 第 391 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 16 年 9 月 16 日 第 16 港 北 開 32 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 新 羽 町 1,465 番 地  
小 山 昌 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 北 新 横 浜 一 丁 目 7 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 392 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 16 年 10 月 29 日 第 16 緑 開 11 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 伊 勢 佐 木 町 7 丁 目 150 番 地  
有 限 会 社 ダ イ ケ ー 商 事  
代 表 取 締 役 鈴 木 英 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 台 村 町 656 番 の 78 、 657 番 の 2 、 657 番 の 25 、 657 番 の 26  
の 一 部 、 657 番 の 27 か ら 657 番 の 29 ま で 、 657 番 の 30 の 一 部 、 2,  
653 番 の 3 の 一 部 及 び 2,817 番 の 327 の 一 部

横浜市公告第 393 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
平成16年8月27日第16戸開14号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
旭区二俣川2丁目21番1号  
津久見建設株式会社  
代表取締役 二 村 智 臣
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
戸塚区上矢部町963番の1の一部、963番の16から963番の21  
まで及び963番の22の一部

横浜市公告第 394 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
平成16年9月24日第16戸開16号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
旭区二俣川2丁目13番3号  
コスモ住建株式会社  
代表取締役 山 谷 昌 司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
戸塚区上矢部町963番の22の一部、963番の23から963番の28  
まで及び963番の29の一部

横浜市公告第395号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市まちづくり調整局中部建築事務所指導調整課において一般の縦覧に供する。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 指定番号  
第17・1・1号
- 2 指定年月日  
平成17年4月28日
- 3 道路の幅員  
4.80 m ないし 4.85 m
- 4 道路の延長  
24.90 m
- 5 指定の場所  
鶴見区佃野町 640 番の1 及び 640 番の4
- 6 申請者の氏名  
アルバハウス株式会社  
代表取締役 三 原 康 裕

横 浜 市 公 告 第 396 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 中 部 建 築 事 務 所 指 導 調 整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号  
第 17 ・ 2 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 17 年 4 月 28 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
22.65 m
- 5 指 定 の 場 所  
神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 892 番 の 6 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ト ー タ ル ホ ー ム ズ  
代 表 取 締 役 三 浦 靖

横 浜 市 公 告 第 397 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 中 部 建 築 事 務 所 指 導 調 整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号  
第 17 ・ 5 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 17 年 4 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
37.41 m
- 5 指 定 の 場 所  
南 区 弘 明 寺 町 字 山 下 285 番 の 16 及 び 285 番 の 18
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 す ま い  
代 表 取 締 役 田 邊 文 明

横 浜 市 公 告 第 398 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 西 部 建 築 事 務 所 指 導 調 整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号  
第 17 ・ 7 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 17 年 4 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
44.52 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 桜 ヶ 丘 一 丁 目 14 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名  
三 井 不 動 産 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 岩 沙 弘 道

横 浜 市 公 告 第 399 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 西 部 建 築 事 務 所 指 導 調 整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号  
第 17 ・ 8 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 17 年 4 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
42.75 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 川 島 町 2,058 番 の 12 ほか 1 筆
- 6 申 請 者 の 氏 名  
弥 生 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一

横 浜 市 公 告 第 400 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 南 部 建 築 事 務 所 指 導 調  
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号  
第 17 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 17 年 4 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長  
15.76 m
- 5 指 定 の 場 所  
磯 子 区 森 六 丁 目 541 番 の 41
- 6 申 請 者 の 氏 名  
大 雄 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 今 田 洋 一

横浜市公告第401号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市まちづくり調整局北部建築事務所指導調整課において一般の縦覧に供する。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 指定番号  
第17・12・3号
- 2 指定年月日  
平成17年4月25日
- 3 道路の幅員  
5.00 m
- 4 道路の延長  
9.57 m
- 5 指定の場所  
緑区台村町584番の5の一部ほか2筆
- 6 申請者の氏名  
株式会社ベンハウス  
代表取締役 荻 間 勉

横浜市公告第402号

建築基準法に基づく道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を、次のとおり廃止した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

- 1 廃止年月日  
平成17年4月26日
- 2 廃止部分の道路の幅員  
4.00m
- 3 廃止部分の道路の延長  
45.20m
- 4 廃止の場所  
旭区鶴ヶ峰二丁目63番の9の一部ほか6筆
- 5 申請者の氏名  
鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発組合  
理事長 嶋 崎 迪 夫

横 浜 市 公 告 第 403 号

横 浜 港 建 材 ふ 頭 ( 本 牧 ・ 金 沢 ) の 管 理 委 託

横 浜 市 港 湾 施 設 使 用 条 例 ( 昭 和 24 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 49 号 ) 第 21 条 の 規 定 に 基 づ き 、 本 牧 新 建 材 ふ 頭 1 号 岸 壁 、 2 号 岸 壁 及 び A 号 荷 さ ば き 地 並 び に 金 沢 木 材 ふ 頭 C 号 荷 さ ば き 地 か ら E 号 荷 さ ば き 地 ま で 及 び 1 号 物 揚 場 か ら 4 号 物 揚 場 ま で ( 以 下 「 施 設 」 と い う 。 ) の 管 理 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間
横 浜 港 建 材 ふ 頭 運 営 会 理 事 長 金 子 雄	中 区 本 牧 ふ 頭 19 番 地	1 委 託 し た 事 務 (1) 施 設 の 使 用 許 可 申 請 書 等 の 取 り ま と め に 関 す る こ と 。 (2) 施 設 の 使 用 調 整 に 関 す る こ と 。 (3) 施 設 の 使 用 状 況 等 の 報 告 に 関 す る こ と 。 (4) 施 設 の 保 全 に 関 す る こ と 。 (5) 電 気 施 設 に 関 す る 業 務 (6) そ の 他 の 業 務 2 1 の 事 務 か ら 除 か れ る も の (1) 施 設 の 使 用 に 関 す る 処 分 に 係 る 不 服 申 立 て に 関 す る こ と 。 (2) 施 設 が 損 害 を 受 け た 場 合 の 使 用 者 対 じ り 補 修 命 令 請 求 及 び 損 害 賠 償 の 請 求 に 関 す る こ と 。	平 成 17 年 4 月 1 日 か ら 平 成 18 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 404 号

八景島さん橋の管理委託

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）第21条の規定に基づき、八景島さん橋（以下「施設」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年5月13日

横 浜 市 長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
社団法人横浜港振興協会 会長 徳川恒孝	中区山下町2番地	施設の維持管理に関すること。	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

横浜市公告第 405 号

本牧ふ頭の上屋及び荷さばき地等の管理委託

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、本牧ふ頭A突堤1号上屋から3号上屋まで、B突堤1号上屋から9号上屋まで並びにC突堤3・4号上屋、5号上屋、7号上屋及び9号上屋、D突堤CFS1号上屋、A突堤2号在来貨物ターミナル用地及び3号在来貨物ターミナル用地、B突堤1号在来貨物ターミナル用地、2号在来貨物ターミナル用地及び4号在来貨物ターミナル用地から9号在来貨物ターミナル用地まで並びにC突堤A号在来貨物ターミナル用地からC号在来貨物ターミナル用地まで、A突堤1号上屋附属荷さばき地から3号上屋附属荷さばき地まで、B突堤1号上屋附属荷さばき地から9号上屋附属荷さばき地まで並びにC突堤B号荷さばき地及びC号荷さばき地（以下「施設」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年5月13日

横 浜 市 長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
横浜港ターミナル 運営協会 理事長 武 田 攻	中区本 牧ふ頭 1番地	1 委託した事務 (1) 施設の使用許可申請書及び使用完了届出書の受付及び電算入力事務に関すること。 (2) 施設の使用許可のとりまとめに関すること。 (3) 施設の使用に係る貨物搬入届出書及びコンテナ搬入届出書並びにフロップイデイスクによる搬入届出書の受付及び電算入力事務に関すること。 (4) 施設の日報、使用料調定原案書及び月末在庫リスト等の電算帳票の出力事務に関すること。	平成17 年4月 1日か ら平成 18年3 月31 日まで

- (5) 条及び市施行規  
横例年2月。う。  
条例3号。う。  
26第3号。う。  
第3号。う。  
「と及び第24  
」及び第24の  
及ま使用指  
条く使用指  
設す。と。  
と。
- (6) 施のの破修繕に  
関すこのと。の保管及  
に。
- (7) 施上屋の鍵の点検に  
び扉施錠の。と。関  
す。と。
- (8) 施設の清掃指  
施設の浄化槽の導、掃  
、小の便器汚水と。掃  
に。の使用する。清  
に。
- (9) 施業務の統  
る業務の統計書に  
に。に。作成  
に。
- (10) 本牧ふ頭事務所  
執上屋及重機  
型起重機。の  
し。に。受  
し。に。導  
業務に突堤全  
D上屋( L F S )  
け C F S 1 及び C  
S ー 2 の火災警  
関す。と。  
指定可燃物の  
認申請ト。の  
件数と。の  
る。と。の  
関す。と。  
帳票の  
保管に
- (11) 門衛業務に突堤全  
D上屋( L F S )  
け C F S 1 及び C  
S ー 2 の火災警  
関す。と。  
指定可燃物の  
認申請ト。の  
件数と。の  
る。と。の  
関す。と。  
帳票の  
保管に
- (12) 門衛業務に突堤全  
D上屋( L F S )  
け C F S 1 及び C  
S ー 2 の火災警  
関す。と。  
指定可燃物の  
認申請ト。の  
件数と。の  
る。と。の  
関す。と。  
帳票の  
保管に
- (13) 門衛業務に突堤全  
D上屋( L F S )  
け C F S 1 及び C  
S ー 2 の火災警  
関す。と。  
指定可燃物の  
認申請ト。の  
件数と。の  
る。と。の  
関す。と。  
帳票の  
保管に
- (14) 門衛業務に突堤全  
D上屋( L F S )  
け C F S 1 及び C  
S ー 2 の火災警  
関す。と。  
指定可燃物の  
認申請ト。の  
件数と。の  
る。と。の  
関す。と。  
帳票の  
保管に
- (15) 門衛業務に突堤全  
D上屋( L F S )  
け C F S 1 及び C  
S ー 2 の火災警  
関す。と。  
指定可燃物の  
認申請ト。の  
件数と。の  
る。と。の  
関す。と。  
帳票の  
保管に

	<p>2</p> <p>1 の 事 務 か ら 除 か れ</p> <p>る も の 港 湾 運 送 事 業 者 の</p>	<p>(1) 協 同 的 運 送 事 業 者 の 共</p> <p>目 的 と 又 は 協 業 化 の 他 の 用</p> <p>共 同 使 用 及 び そ の 他 の 使 用</p> <p>許 可 使 用 関 係 結 貨 物 を 蔵</p> <p>置 本 船 直 結 区 画 の 指 定</p> <p>に 関 係 する こと。第 7</p> <p>(2) 条 及 び 第 8 条 並 び 第 24</p> <p>(3) 条 規 則 第 7 条 及 び 第 26</p> <p>規 定 上 の 基 礎 づ ぐ 設 置 使</p> <p>用 事 務 限 制 関 係 する</p> <p>(4) 施 設 の 使 用 停 止 及 止</p> <p>び 使 用 許 可 の 取 消 及 止</p> <p>(5) 施 設 使 用 料 の 調 び 収</p> <p>定 納 入 通 知 の 及 び 収</p> <p>(6) 施 設 使 用 の 処 分 に 処</p> <p>係 理 不 服 申 立 等 の 受 け</p> <p>(7) 施 設 損 害 者 及 び 損 害</p> <p>た と 補 償 の 請 求 及 び 損</p> <p>す 害 賠 償 の 請 求 及 び 損</p> <p>る 事 務 料 の 減 免</p> <p>(8) 及 び 適 用 関 係 する こと。</p>
--	--	--

横浜市公告第 406 号

港湾労働者共同住宅の管理委託

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）第21条の規定に基づき、第2出田町寮、見晴橋住宅及び第2新山下寮（以下「施設」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
社団法人横浜港湾 福利厚生協会 会長 藤 木 幸 夫	中区山下町 279番地の1	1 委託した事務 (1) 施設を常に良好な状態に維持管理し、港湾労働者の利用に供すること。 (2) 施設の清掃・施設錠・火気取締・点検等を行い、施設を衛生的かつ安全に管理すること。 (3) 施設の小破修繕に関すること。 2 1の事務から除くもの (1) 施設の利用者に対する損害賠償の請求に関すること。 (2) 施設の使用の処分に係る不服申立てに関すること。 (3) 施設の使用停止及び取消に関すること。 (4) 施設使用料の減免又は還付及び施設の使用に係る罰則の適用に関すること。 (5) 使用料の滞納処分にに関すること。	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

横 浜 市 公 告 第 407 号

横 浜 港 シ ン ボ ル タ ワ ー の 管 理 委 託

横 浜 市 港 湾 施 設 使 用 条 例 ( 昭 和 24 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 49 号 ) 第 21 条 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 港 シ ン ボ ル タ ワ ー ( 以 下 「 タ ワ ー 」 と い う 。 ) の 管 理 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間
横 浜 港 タ ー ミ ナ ル 運 営 協 会 理 事 長 武 田 攻	中 区 本 牧 ふ 頭 1 番 地	1 タワ-の維持管理に 関すること。 2 タワ-の秩序維持に 関すること。	平 成 17 年 4 月 1 日 か ら 平 成 18 年 3 月 31 日 ま で

横浜市公告第 408 号

横浜市本牧海づり施設の管理委託

横浜市海づり施設条例（昭和53年7月横浜市条例第40号）第8条第1項の規定に基づき、横浜市本牧海づり施設（以下「施設」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
横浜市海づり施設 運営会 理事長 大 森 敬	中区本 牧ふ頭 1番地	1 委託した事務 (1) 施設を常に良好な 状態に維持管理し、 市民の利用に供する こと。 (2) 使用券及び回数券 等の交付及び保管に 関すること。 (3) 入場者の整理、規 制等施設内の秩序維 持に関すること。 (4) 監視等入場者の安 全確保及びつり指 導に関すること。 (5) 横浜市海づり施設 条例施行規則の一部 を改正する規則（平 成8年3月横浜市規 則第32号）附則第5 項に規定する使用料 の返還に関するこ 事 2 1の事務から除かれ るもの (1) 施設使用者に対す る処分に係る不服申 立てに関すること。 (2) 施設使用料の減免 及び返還に関するこ と。ただし、前項第 5号に規定するもの を除く。 (3) 施設の大規模な修 繕に関すること。	平成17 年4月 1日か ら平成 18年3 月31日 まで

横浜市公告第 409 号

横浜市磯子海づくり施設の管理委託

横浜市海づくり施設条例（昭和53年7月横浜市条例第40号）第8条第1項の規定に基づき、横浜市磯子海づくり施設（以下「施設」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年5月13日

横浜市長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
横浜市ターミナル 運営協会 理事長 武 田 攻	中区本牧 ふ頭1番 地	1 委託した事務 (1) 施設を常に良好な状態に維持管理し、市民の利用に供すること。 (2) 使用券及び回数券等の交付及び保管に関すること。 (3) 入場者の整理、規制等施設内の秩序維持に関すること。 (4) 監視等入場者の安全確保及びつり指導に関すること。 2 1の事務から除かれるもの (1) 施設使用者に対する処分に係る不服申立てに関すること。 (2) 施設使用料の減免及び返還に関すること。ただし、前項第5号に規定するものを除く。 (3) 施設の大規模な修繕に関すること。	平成17 年4月 1日か ら平成 18年3 月31日 まで

横 浜 市 公 告 第 410 号

本 牧 ふ 頭 駐 車 場 使 用 料 の 管 理 委 託

横 浜 市 港 湾 施 設 使 用 条 例 ( 昭 和 24 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 49 号 ) 第 21 条 の 規 定 に 基 づ き 、 本 牧 ふ 頭 駐 車 場 ( 以 下 「 駐 車 場 」 と い う 。 ) の 管 理 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間
横 浜 市 海 づ り 施 設 運 営 会 理 事 長 大 森 敬	中 区 本 牧 ふ 頭 1 番 地	駐 車 場 内 の 維 持 管 理 に 関 す る こ と 。	平 成 17 年 4 月 1 日 か ら 平 成 18 年 3 月 31 日 ま で

---

## 区 告 示

---

### 泉区告示第9号

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

平成17年5月13日

横浜市泉区長 池 田 輝 政

1 名称

光ヶ丘町内会

2 規約に定める目的

民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

3 区域

泉区白百合三丁目2番1号から2番7号まで、10番から24番まで、26番28号から26番35号まで及び32番、中田東四丁目14番1号から14番12号まで及び14番41号並びに岡津町1,035番地の3から1,035番地の6まで及び1,036番地の2から1,036番地の4までの区域

4 事務所

泉区白百合三丁目18番2号

5 代表者の氏名及び住所

平 大 吉

泉区白百合三丁目32番5号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成17年4月25日

港南区告示第5号

地縁による団体の認可の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上永谷富士見台睦会から次のとおり地縁による団体の認可の告示事項を変更した旨の届出があった。

平成17年5月13日

横浜市港南区長 安 武 啓 揮

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	宮 岡 和 美 港南区上永谷一丁目 20番3号	川 添 賢 二 港南区上永谷一丁目7 番27号

金沢区告示第23号

地縁による団体の認可の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台三丁目町内会から次のとおり地縁による団体の認可の告示事項を変更した旨の届出があった。

平成17年5月13日

横浜市金沢区長 横松進一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山本優子 金沢区能見台三丁目4番2号	永井喜美恵 金沢区能見台三丁目40番7号

区 公 告

港北区公告第50号（平成17年4月6日揭示済）

横浜市菊名地区センター等の管理委託

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例（平成15年10月横浜市条例第48号）による改正前の横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第4条の規定に基づき、横浜市菊名地区センター等（以下「地区センター」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年4月6日

横浜市港北区長 石 阪 丈 一

施設 の 名 称	受託者 の 名 称	受託者 の 所 在 地	委 託 した 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間
横浜市 菊名地 区セン ター	港北区区民利用施 設協会 会長 大 谷 宗 弘	港北区 菊名六 丁目18 番10号	1 委託した事 務 (1) 地区セン ターの運営 に関するこ と。 (2) 地区セン ターの維持 管理に関す ること。	平成17 年4月 1日か ら平成 18年3 月31日 まで
横浜市 篠原地 区セン ター			2 1の事務か ら除かれ るもの	
横浜市 綱島地 区セン ター			(1) 地区セン ターの利用 者に対する 損害賠償の 請求に関す ること。	
横浜市 新田地 区セン ター			(2) 地区セン ターの利用 に関する処 分に係る不 服申立てに 関すること	
横浜市 日吉地 区セン ター				
菊名コ ミュニ ティハ ウス				

横浜市 小机ス ポーツ 会館			。	
-------------------------	--	--	---	--

港 北 区 公 告 第 51 号 ( 平 成 17 年 4 月 6 日 掲 示 済 )

横 浜 市 綱 島 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 管 理 委 託

横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 平 成 16 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 16 号 ) に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 29 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 綱 島 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス ( 以 下 「 ロ グ ハ ウ ス 」 と い う 。 ) の 管 理 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 17 年 4 月 6 日

横 浜 市 港 北 区 長 石 阪 丈 一

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間
港 北 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 大 谷 宗 弘	港 北 区 菊 名 六 丁 目 18 番 10 号	1 委 託 し た 事 務 (1) ロ グ ハ ウ ス の 運 営 に 関 す る こ と 。 (2) ロ グ ハ ウ ス の 維 持 管 理 に 関 す る こ と 。 2 1 の 事 務 か ら 除 か れ る も の (1) ロ グ ハ ウ ス の 利 用 者 に 対 す る 損 害 賠 償 の 請 求 に 関 す る こ と 。 (2) ロ グ ハ ウ ス の 利 用 に 関 す る 処 分 に 係 る 不 服 申 立 て に 関 す る こ と 。	平 成 17 年 4 月 1 日 か ら 平 成 18 年 3 月 31 日 ま で

港北区公告第52号（平成17年4月6日揭示済）

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘の管理委託

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例（平成16年3月横浜市条例第11号）による改正前の横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）第9条第2項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘（以下「センター」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年4月6日

横浜市港北区長 石 阪 丈 一

受託者の 名 称	受託者の 所 在 地	委 託 し た 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間
財団法人横浜市老人クラブ連合会 理事長 土 屋 重 雄	神奈川県 立町20番 地の1	1 委託した事務 (1) センターの運営に関する事 。 (2) センターの維持管理に関する こと。 (3) その他老人福祉に必要な事業 に関する事。 2 1の事務から除 かれるもの (1) センターの利用者に対する損害 賠償の請求に関する事。 (2) センターの利用に関する処分 に係る不服申立てに関する事 。	平成17 年4月 1日から平成 18年3 月31日 まで

南区公告第56号（平成17年4月18日揭示済）

横浜市大岡地区センター等の管理委託

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例（平成15年10月横浜市条例第48号）による改正前の横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第4条の規定に基づき、横浜市大岡地区センター等の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年4月18日

横浜市南区長 渡辺興三

施設の名称	受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
横浜市大岡地区センター	南区区民利用施設協会 会長 石井正雄	南区南太田二丁目32番1号	1 委託した事務 (1) 地区センターの運営に関すること。 (2) 地区センターの維持管理に関すること。 2 1の事務から除かれるもの (1) 地区センターの利用者に対する損害賠償の請求に関すること。 (2) 地区センターの利用に関する処分に係る不服申立てに関すること。	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
横浜市永田地区センター				
横浜市南地区センター				
睦コミュニティハウス				
横浜市六ツ川スポーツ会館			1 委託した事務 (1) スポーツ会館の運営に関すること。 (2) スポーツ会館の維持管理に関すること。 2 1の事務から除かれるもの (1) スポーツ会館の利用者に対する損害賠償の請求に関すること。 (2) スポーツ会館の利用に関する処分に係る不服申立てに関すること。	

南区公告第58号（平成17年4月18日揭示済）

横浜市永田みなみ台公園こどもログハウスの管理委託

横浜市公園条例の一部を改正する条例（平成16年3月横浜市条例第16号）による改正前の横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第29条第2項の規定に基づき、横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス（以下「ログハウス」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年4月18日

横浜市南区長 渡 辺 興 三

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
南区区民利用施設協会 会長 石 井 正 雄	南区南太田二丁目32番1号	1 委託した事務 (1) ログハウスの運営に関する事 こと。 (2) ログハウスの維持管理に関する こと。 2 1の事務から除かれるもの (1) ログハウスの利用者に対する損 害賠償の請求に関する事 こと。 (2) ログハウスの利用に関する処分 に係る不服申立てに関する事 こと。	平成17年4 月1日から 平成18年3 月31日まで

南区公告第57号（平成17年4月18日揭示済）

老人福祉センター横浜市南寿荘の管理委託

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例（平成16年3月横浜市条例第11条）による改正前の横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）第9条第2項の規定に基づき、横浜市南寿荘（以下「南寿荘」という。）の管理事務を次のとおり委託した。

平成17年4月18日

横浜市南区長 渡 辺 興 三

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
南区区民利用施設協会 会長 石 井 正 雄	南区南太田 二丁目32番 1号	1 委託した事務 (1) 南寿荘の運営に関すること。 (2) 南寿荘の維持管理に関すること。 (3) その他老人福祉に必要な事業に関すること。 2 1の事務から除かれるもの (1) 南寿荘の利用者に対する損害賠償の請求に関すること。 (2) 南寿荘の利用に関する処分に係る不服申立てに関すること。	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

金 沢 区 公 告 第 21 号

横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー 等 の 管 理 委 託

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 平 成 15 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 48 号 ) に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 ( 昭 和 48 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 第 4 条 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー 等 ( 以 下 「 地 区 セ ン タ ー 」 と い う 。 ) の 管 理 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 金 沢 区 長 横 松 進 一 郎

施 設 の 名 称	受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間	
横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー	金 沢 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 横 井 正 巳	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号	1 委 託 し た 事 務 (1) 地 区 セ ン タ ー の 運 営 に 関 す る こ と 。 (2) 地 区 セ ン タ ー の 維 持 管 理 に 関 す る こ と 。	平 成 17 年 4 月 1 日 か ら 平 成 18 年 3 月 31 日 ま で	
横 浜 市 釜 利 谷 地 区 セ ン タ ー					
横 浜 市 富 岡 並 木 地 区 セ ン タ ー					2 1 の 事 務 か ら 除 か れ る も の (1) 地 区 セ ン タ ー の 利 用 者 に 対 す る 損 害 賠 償 の 請 求 に 関 す る こ と 。 (2) 地 区 セ ン タ ー の 利 用 に 対 す る 処 分 に 係 て 不 服 申 立 て に 関 す る こ と
横 浜 市 能 見 台 地 区 セ ン タ ー					
横 浜 市 六 浦 地 区 セ ン タ ー					
横 浜 市 柳 町 コ ミ ュ ニ テ イ ス					

横浜市 六浦ス ポーツ 会館				
-------------------------	--	--	--	--

金 沢 区 公 告 第 22 号

横 浜 市 富 岡 八 幡 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 管 理 委 託

横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 平 成 16 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 16 号 ) に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 29 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 富 岡 八 幡 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス ( 以 下 「 ロ グ ハ ウ ス 」 と い う 。 ) の 管 理 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 17 年 5 月 13 日

横 浜 市 金 沢 区 長 横 松 進 一 郎

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 管 理 事 務 の 範 囲	委 託 し た 期 間
金 沢 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 横 井 正 巳	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号	1 委 託 し た 事 務 (1) ロ グ ハ ウ ス の 運 営 に 関 す る こ と 。 (2) ロ グ ハ ウ ス の 維 持 管 理 に 関 す る こ と 。 2 1 の 事 務 か ら 除 か れ る も の (1) ロ グ ハ ウ ス の 利 用 者 に 対 す る 損 害 賠 償 の 請 求 に 関 す る こ と 。 (2) ロ グ ハ ウ ス の 利 用 に 関 す る 処 分 に 係 る 不 服 申 立 て に 関 す る こ と 。	平 成 17 年 4 月 1 日 か ら 平 成 18 年 3 月 31 日 ま で

## 病 院 経 営 局

病院経営局告示第15号

横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院医業収益のうちがん検診センター収益（検診車で行う胃がん検診に限る。）の収納事務を次のとおり委託した。

平成17年5月13日

病院事業管理者

病院経営局長 岩 崎 榮

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
日本道路興運株式会社 神奈川営業所 所長 黒 木 一 彦	大和市中央2丁目 1番15号	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで